

## 1. 概要

山梨県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が、標準システムから出力して被保険者に通知する「医療費通知」圧着ハガキの専用用紙に一括印刷し、処理できるようにその専用用紙を作成する。

圧着はがきの専用用紙の作成に関する仕様については、次のとおりとする。

## 2. 仕様

- 1) 別紙「広域連合 医療費通知 圧着ハガキ」のレイアウトに準じていること
- 2) Z折り 三つ折はがき（連続帳票） 縦ミシン2本
- 3) 寸法規格 13インチ×6インチ
- 4) 用紙 116 g/m<sup>2</sup>程度で、成果品とした場合に「第2種郵便物」となるはがきの要件を満たすものであること（重さは2～6 gの範囲内）
- 5) 両面Wメールタイプ 表1色×裏1色 両面プレ印刷あり（6面を使用）  
→印字予定「表面；差出人など」「裏面；医療費通知の説明・広告等」
- 6) 内国郵便約款第22条（6）より裏面の中央面左側中央に「郵便ハガキ」を印字し、表面の左面左側中央には、裏面の「郵便ハガキ」が分かるように、5穴パンチをする。

## 3. 印刷部数

○375,000枚（必要数量により増減がある。）

○契約については、単価契約とする。

## 4. 納期および納入場所

○納品及び納期は下記のとおりとする。

第1回納期 7月上旬 125,000枚

第2回納期 11月上旬 125,000枚

第3回納期 3月上旬 125,000枚

○納入場所…指定場所

## 5. 留意事項

○いずれの圧着ハガキも、広域連合標準システムのシステムベンダーにおいて、一括印刷の後、圧着の処理を行う

○プリントレイアウトのうち、プレ印刷部分は原則として「青色」の部分とする（ただし医療費通知の裏面「目隠し部分」の開封方法もプレ印刷とする）

○校正は、校正刷を3部程度提出し、平日3日程度を要することとする

○圧着処理には、Duplo社製のメールシーラー「MS3500-II」での処理予定のため、それに対応可能な仕様とすること

[http://www.duplo.co.jp/mailsealer\\_3500II.htm](http://www.duplo.co.jp/mailsealer_3500II.htm)

この仕様に質問等がある場合は、業務課給付担当まで適宜、相談等を行うこと

## 表 面

○ この通知は医療機関等からの請求書（診療報酬明細等）に基づき、費用額（医療費の総額）、自己負担相当額（支払った医療費の額）を記載してあります。なお医療機関などからの請求遅れ等があったときは、この通知に記載されないことがあります。

○ アスタリスク（右端の\*の表示）のあるものは、審査支払機関において減額査定が行われたものです。

○ プライバシー保護のため、医療機関名は表示されないことがあります。また、補装具は一部項目の記載がされません。

## 裏 面

**医療費適正化にご協力を。**

○ かかりつけ医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。

○ 同じ病気で複数の医療機関を受診することは、控えましょう。

○ 日頃から健康づくりに心掛けましょう。

○ お薬のもらいすぎに注意しましょう。

この通知は、医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。

医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

## 医療費のお知らせ

1. 「日数」欄の中には、入院・通院の日数の他に、電話等により治療上の意見を求めたもの等も含まれています。

また、薬局の場合は薬を受けた回数を示しています。

2. 費用額には、次のような保険外費用は含まれていません。

(1) 薬の容器代 (2) 歯科保険外診療 (3) 往診時の車代

(4) 健康診断料 (5) 入院時室料差額 (6) 診断書料 等

3. 「費用額（保険外費用を除く）」のうち、9割（所得が一定以上の世帯に属する方は7割）に相当する額が後期高齢者医療保険から医療機関等へ支払われています。残りの1割（又は3割）に相当する額は、皆様が医療機関等の窓口で負担された額となります。入院時の食事療養の費用額は、皆様が負担された金額を含めた総額です。

4. 窓口で負担された1割（又は3割）に相当する額が一定額を超えるときは、その超えた分について高額療養費が支給されます。支給手続きが必要な場合には原則として別途、連絡を差し上げます。ただし入院時の食事療養の費用額や保険外費用となる諸費用は、高額療養費の対象にはなりません。

5. 山梨県外の医療機関等で受診された場合は、「医療機関等名称」に都道府県名が印字されます。

6. 傷病名、薬剤名等の診療内容については、回答できませんのであらかじめご了承ください。

7. この通知に記載している自己負担相当額と実際にご自身が負担された額が異なる場合（公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、療養費、高額療養費がある場合など）があります。こうした場合には、例えば、自己負担相当額に記載の額から公費負担医療の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告いただく必要が有ります。

8. 医療費控除の対象となる支出で、この通知に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要が有ります。（この場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存する必要が有ります。）

## ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、効き目が同等な医薬品のことです。ただし、医薬品会社により、薬の形、色や味は新薬と異なる場合があります。

### ○国の厳しい審査をクリア

ジェネリック医薬品は、国の厳しい審査をクリアしたものだけが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

### ○低価格で個人負担が軽くなる

新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

※すべての新薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。使用できる病気（効能）が異なる場合など切り替えることができない場合もあります。

料金後納  
郵便

+  
+  
+  
+  
+

《差出元及び返還先》

山梨県後期高齢者医療広域連合  
〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号  
電話 055-236-5671

表面及び裏面とも矢印方向にゆっくりはがして中をご覧ください。

- この通知は医療機関等からの請求書（診療報酬明細書）に基づき、費用額（医療費の総額）、自己負担相当額（支払った医療費の額）を記載してあります。なお、医療機関などからの請求遅れ等があったときは、この通知に記載されないことがあります。
- アスタリスク（右端の\*の表示）のあるものは、審査支払機関において減額査定が行われたものです。
- プライバシー保護のため、医療機関名は表示されないことがあります。また、補装具は一部項目の記載がされません。

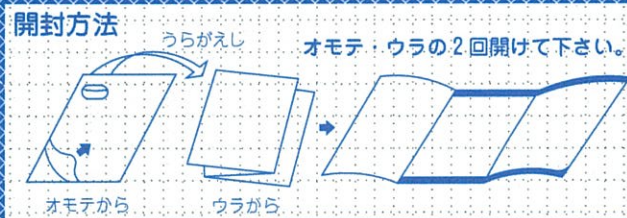
30'11月(新)医療費通知 任意入付

285114-1-K-364351

## 医療費適正化にご協力を。

- かかりつけ医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- 同じ病気で複数の医療機関を受診することは、控えましょう。
- 日頃から健康づくりに心掛けましょう。
- お薬のもらいすぎに注意しましょう。

この通知は、医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。



この部分から矢印方向にゆっくりはがして中をご覧ください。

## 医療費のお知らせ

1. 「日数」欄の中には、入院・通院の日数の他に、電話等により治療上の意見を求めたもの等も含まれています。また、薬局の場合は薬を受けた回数を示しています。
2. 費用額には、次のような保険外費用は含まれていません。  
(1) 薬の容器代 (2) 往診時の車代 (3) 健康診断料  
(4) 診断書料 (5) 入院時室料差額 (6) 歯科保険外診療 等
3. 「費用額 (保険外費用を除く)」のうち、9割 (所得が一定以上の世帯に属する方は7割) に相当する額が後期高齢者医療保険から医療機関等へ支払われています。残りの1割 (又は3割) に相当する額は、皆様が、医療機関等の窓口で負担された額となります。また、食事療養・生活療養の費用額は標準負担額を含んだ金額です。
4. 窓口で負担された1割 (又は3割) に相当する額が一定額を超えるときは、その超えた分について後日請求手続きされますと高額療養費が支給されます。ただし、標準負担額については、高額療養費の対象にはなりません。なお、公費負担医療受給者は、それぞれの負担額は異なります。
5. 傷病名、薬剤名等の診療内容については、回答できませんのであらかじめご了承ください。
6. 山梨県外の医療機関等で受診された場合は、「医療機関等名称」に都道府県名が印字されます。
7. この通知に記載している自己負担相当額と実際にご自身が負担された額が異なる場合 (公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、療養費、高額療養費がある場合など) があります。こうした場合には、例えば、自己負担相当額に記載の額から公費負担医療の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告いただく必要があります。

8. 医療費控除の対象となる支出で、この通知に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります。(この場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。)

## ジェネリック医薬品を利用しましょう

### 国の厳しい審査をクリア

ジェネリック医薬品は、国の厳しい審査をクリアしたものが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

### 低価格で個人負担が軽くなる

新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。